

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(懲戒審査特別委員会)</p> <p>第5条 評議会は、案件ごとに、懲戒審査特別委員会を設置し、審査に当たらせる。</p> <p>2 懲戒審査特別委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、第1号の者を委員長とする。</p> <p>(1) 法務・コンプライアンス担当の副学長</p> <p>(2) 評議員 5名程度</p> <p>3 前項第2号の委員は、評議会の議を経て、総長が指名する。</p> <p>4 前項の指名を受けた者は、評議員の任期が到来した後も、案件の審議が終了するまで、委員の職務を行う。</p> <p>(後略)</p>	<p>(懲戒審査特別委員会)</p> <p>第5条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 評議員(国立大学法人京都大学教育研究評議会規程(平成16年達示第4号)第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者を除く。以下同じ。) 5名程度</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 前項の指名を受けた者が国立大学法人京都大学の役員(以下「役員」という。)に就いたときその他やむを得ない事由により委員の職務を行うことができなくなったときは、委員を辞するものとする。この場合において、総長は、後任の委員を、評議員のうちから評議会の議を経て指名することができる。</p> <p>5 第3項又は前項の指名を受けた者は、評議員の任期が到来した後も、案件の審議が終了するまで、委員の職務を行う。ただし、当該者が評議員の任期が到来した後に役員に就いたときその他やむを得ない事由により委員の職務を行うことができなくなったときは、委員を辞するものとする。この場合において、総長は、後任の委員を、評議員のうちから評議会の議を経て指名することができる。</p> <p>附則 この規程は、令和3年3月29日から施行する。</p>